

# 『権記』に見られる原因・理由を示す表現

## A Study of the Expressions That Signify “Cause” and “Reason” as Seen in *Gonki*

(1992年4月8日)

清水 教子  
Noriko Shimizu

**Key words:** 仍(よって), 依(~によって), 為(ために)

### 一 本稿の目的と今後の課題

本稿の目的は、『権記』(以下、本文献と呼ぶことにする)に見られる原因・理由を示す表現について記述することである。本文献は平安中期の公卿藤原行成の日記であり、現存している古写本は、正暦2年(991)から寛弘8年(1011)に至る21年間のものである。

今後の課題は、本文献と同時代の他の公卿の日記、藤原道長の『御堂関白記』(『中国短期大学紀要』第15号、1984年、に発表済み)や藤原実資の『小右記』に見られる原因・理由を示す表現を調べて三者間の比較検討をし、平安中期の公卿の日記——平安中期の記録語文献——に見られるその全体像を把握することである。そして究極には、平安中期の記録語文献に見られる様々な表現の類型を集大成していくことである。

### 二 作業に用いた本と具体例の引用の仕方

本稿の作業に用いた本は、『権記一』『権記二』(『増補資料大成』第4巻・第5巻、臨川書店、1965年)である。本文献の臨川書店本は、A5判の大きさで縦書き、『権記一』300ページ、『権記二』239ページ、併せて539ページである。周知のように本文献は原則として漢字のみで表記されており、ちなみに1ページの漢字掲載数は、1行21文字が16行、上下二段組なので、 $21 \times 16 \times 2 = 672$ (最大漢字数)ということになる。

具体例の引用に当たっては、可能な限り現行の常用漢字の字体に改めた。又、具体例の示し方は、例えば寛弘3年6月15日の記事「参内 依召候御前」は、『権記二』の59ページ下段に載っているので、「参内 依召候御前」(寛弘3年6月15日 二59下)のように記すことにする。なお、具体例中の下線(依)は(以下同様に)私に付けたものである。~~~~も同様である。

### 三 本文献に見られる原因・理由を示す表現

本文献に見られる原因・理由を示す表現は、それを示す文字が表記されている場合とそうでない場合、例えば「詣法興院 故尚侍法事也」(寛弘元年3月23日 二8上)はXに対してYは文脈上その理由

X Y

を示しており、「法興院にもうでました。それは故尚侍の法事があったからです。」という意味を示しているが、理由を示す文字（「から」に相当する文字）が表記されていない場合、とに大別されるが、本稿では前者（原因・理由を示す文字が表記されている場合）のみを取り上げることにする。

巻末の一覧表から明らかなように、順接の形——原因・理由を示す事柄が先行して、それを「そうであるので」という意味の接続詞「よって」「仍・因」「ゆゑに」（故）で受けて後の事柄（結果）に続ける場合、接続詞を用いないで一文になる場合（「依X, Y。」XによってY。）と、倒置の形——結果が先行して、原因・理由の説明が後に来る場合（例えば、「Y. 依X也。」Y. Xによってなり。）とに二大別される。具体例を更に細分して図式化すると、次のようになる。

- I 順接の形 (1) 「X。仍Y。」（「X。因Y。」）  
 (2) 「X。故Y。」  
 (3) 「依X, Y。」（「因X, Y。」「縁X, Y。」）  
 II 倒置の形 (4) 「Y。依X也。」「Y。是依X也。」ほか  
 (5) 「Y。X之故也。」「Y。是X之故也。」「Y。是依X X'之故也。」  
 (6) 「Y。其故者X。」ほか  
 (7) 「Y。為X也。」

以下、上のI順接の形(1)(2)(3)、II倒置の形(4)(5)(6)(7)の各項目ごとに述べていく。

なお、原因・理由を示す文字の和訓は、平安後期（天養～治承、1144年～1181年）に成立したとされる日常の書記言語生活上の語彙が収録されている国語辞書『三卷本色葉字類抄』によれば、「依ヨテ因藉仍縁（前田本 辞字 上116才6）「依ヨリ因藉寄仍」（前田本 辞字 上 116才7）「故ユヘ由以致已上同（前田本 辞字 下68才4）「為タメリ与同」（黒川本 辞字 中6ウ8）とある。

本文献には「宣命」の箇所、① 朝恩を可蒙幾人<sup>なる</sup>に依<sup>天</sup>奉<sup>牟</sup>殊尔内大臣乃官尔任賜布（正暦2年9月7日 一2上）② 旧例毛在尔依<sup>天</sup>奉<sup>牟</sup>皇太弟度改定給（寛仁元年8月9日 二238上）などがあり、「～に依て」が用いられている。

## I 順接の形 (1) 「X。仍Y。」（「X。因Y。」）

接続詞「よって」は全部で807例あり、「仍」784例・「因」23例である。その内、「よって」が文頭に立つこと（接続詞であること）がはっきり表記上わかる例は、「仍」187例・「因」3例の190例である。「X云云。仍Y。」70例、「X也。仍Y。」64例、「X者。仍Y。」44例、「X歟。仍Y。」8例、「X哉。仍Y。」1例、「X也。因Y。」「X者。因Y。」「X歟。因Y。」各1例のように、文末を示す助辞「云々（うんぬん）」「也（なり）」「者（てへり）」「歟（か）」「哉（や）」が「仍」「因」の直前に用いられているからである。接続詞「よって」で結ばれる前の事柄（原因・理由）と後の事柄（結果）の内容は多方面にわたるが、両者の間に必然的な関係があることは言うまでもない。

「仍」は ③ 御惱雖非殊重 忽可有時代之变云々 仍女官愁嘆也（寛弘8年5月27日 二158上）  
 ④ 宮末儲家給 極不便之事也 仍所奉也（寛弘8年8月11日 二178上）⑤ 兵部大輔示御惱甚重 諸僧等奉加持 頗宜坐者 仍罷出（長保3年9月18 一225上）⑥ 下官申云 丙寅日奉仕三宝父師死云々 有他日同不可被用歟 仍十四日可被行 被定仰了（寛弘4年6月16日 二82下）⑦ 仰云

節会已停 何有拜賀哉 仍大臣以下且着殿上 予勸益於大臣（長保2年正月日 一102下）のように、「因」は ⑧ 可奉遣祈晴使 令勘日時 至使者可遣藏人也 因仰孝標忠孝等令用意（長保2年8月20日 一150下）⑨ 此間今朝所給御書持来云（中略）今明雖物忌可參院者 因亦令申今朝御書只今見給之由 若可令參院給者 可待候歟（長徳4年7月2日 一36下）⑩ 即奏曰 左右可隨仰 但如是之事 以御意旨而可賜仰事歟 因有天許（寛弘8年5月27日 二158上）のように用いられている。

## I 順接の形 (2) 「X。故Y。」

接続詞「故」は、先述の『三卷本色葉字類抄』によれば「故カルカユヘニ」（前田本 辞字 上106才1）という訓も存在するが、ここでは「ゆゑに」の方を採用しておく。「ゆゑに」は宣命の中に1例⑪ 旧例毛在尔依天奈牟 皇太弟度改定給 故此状乎悟天 仕奉礼と勅布天皇御命を 衆聞食と宣（寛仁元年8月8日 二238上）見られる。

## I 順接の形 (3) 「依X, Y。」（「因X, Y。」「縁X, Y。」）

接続詞「よって」（仍・因）や「ゆゑに」（故）を用いる二文形式ではなくて、「XによってY」という一文形式をとるものは、「依」993例・「因」15例・「縁」1例と全部で1009例ある。Xの内容で文字として「依」（因・縁）に直接続くものに注目してみると、「依」の場合は名詞624例（名詞582・代名詞2・形式名詞40）・動詞180例・形容詞72例・形容動詞11例・助動詞87例・補助動詞6例・連語5例・接続語8例といった具合で、名詞が6割を越えている。（約64%）。「因」の場合は15例全部が名詞（名詞2・代名詞13——<sup>これ</sup>之5・<sup>なに</sup>何8）であり、「縁」の場合は全1例が動詞である。

「依」は⑫ 依仰事前大僧正參東宮（長保4年5月7日 一259下）⑬ 右最手常世依母喪不候（寛弘3年8月1日 二63上）のように名詞（おほせごと・も）の場合、⑭ 此次所示甚多 不能注 依之參内之間 間院御惱殊重之由（長保2年5月8日 一124下）⑮ 東三条院參給石山寺 依之令奉出車 余祇候御共（長保3年10月27日 一232上）のように代名詞（これ）の場合、⑯ 亦民部少丞俊遠 織部正著信 右近府生紀光方等依關乱事 令檢非使召問之（長徳元年12月25日 一19下）⑰ 雖候殿上 依令渡中宮御方給之由 罷出 申剋詣左府（寛弘8年5月22日 二157上）のように形式名詞（こと・よし）の場合、⑱ 白馬事 雖止節会 依有例可覽之由 先日所承也（長保2年正月7日 一104上）⑲ 依少納言遲參無政之間 不奏内案請（長保5年3月23日 一285上）のように動詞（あり、まるる）の場合、⑳ 依無可候南殿之僧綱 可遣召僧都濟信之由 左大臣令奏（長保2年3月16日 一117上）㉑ 登横川 依浜泥深 径山路 至館室宿 相逢中將（長保5年5月12日 一289下）のように形容詞（なし、ふかし）の場合、㉒ 命云（中略） 只蒙朝恩被加任律師 以之可為其報 依事之懇 不憚天聽所令申也 必加用意可洩奏者（長保2年8月11日 一145下）㉓ 今日禄事依倉卒多用練衾（長保2年10月15日 一169下）のように形容動詞（ねんごろなり、さうそつなり）の場合、㉔ 依可有官奏 相扶所勞先參左府（長保元年12月15日 一97下）㉕ 而依左衛門督被申故障 使四条大納言兼深草使（寛弘6年12月20日 二128上）のように助動詞（べし、る）の場合、㉖ 成剋許詣左府 今日出間有恩問之由 惟弘告申 為令申其恐也 然而依寢息給 不能令申事由 帰宅（長保元年12月6日 一94下）㉗ 即參中宮御方 左府坐 依參東宮給 即候御共（寛弘7年3

月20日 二138下)のように補助動詞(たまふ)の場合、㉘ 示曰 中宮少進藤原惟通給宮臨時御給右近將監永家依去年非巡察使功 不次給爵云々(長保2年2月11日 一112上) ㉙ 此日依造宮事欲漸畢 可被奉幣於伊勢并諸社之由 先日所被定也(長保2年9月26日 一161上)のような連語(あらず・むとす)の場合、㉚ 此間余心神乖和 如欲氣上 依甚難堪 示事由於左少弁欲退出(長徳4年3月16日 一29上) ㉛ 可申計歴 若依公文事等 欲申延任(寛弘元年4月29日 二11下)のように接尾語(～がたし・ら)の場合がある。

「因」は㉜ 亦仰云 暫可候者 因仰祇候(長徳4年10月29日 一52上)のように名詞(おほせ)の場合、㉝ 仰云 以朝経可遣仰右大臣許 参内之日非廢務者 強不可避忌 令申之旨已懇切之中 依有遺日 過彼日行之有何事哉 因之可遣仰云々(長保2年4月6日 一119上) ㉞ 小舍人九部季永来召之 祿法如何 惟弘朝臣所令申也 因之仰遣 以正絹給小舍人(寛弘8年8月11日 二177上) ㉟ 亦権弁云 今日可有廢務 答云 非当日所出来之穢 何因廢務哉 外記定知先例歟 可被尋問(長保2年9月26日 一161上) ㊱ 大臣列大納言列 不依位階 各立一列 何因中納言独以二位大納言末乎(寛弘8年10月18日 二200下)のうよに代名詞(これ・なに)の場合がある。

「縁」は、㊲ 元慶三年三月廿三日 淳和太皇太后崩 縁有遺令不任御葬之諸司(長保元年12月5日 一92下)のように動詞(あり)の場合が1例のみである。

## II 倒置の形 (4) 「Y. 依X也。」 「Y. 是依X也。」 ほか

倒置の形は先述のように、結果が先に示されていてその後で原因や理由が説明されている形式のものである。構文を更に細かく分類すると次の8種類になる。

- |                     |             |                      |               |
|---------------------|-------------|----------------------|---------------|
| (ア) 「Y. 依X也。」 88例,  | 「Y. 縁X也」 1例 | (オ) 「Y. 是依X也。」 9例,   | 「Y. 此依X也。」    |
| (イ) 「Y. 依X X'也。」 4例 |             | 2例,                  | 「Y. 是因X也。」 1例 |
| (ウ) 「Y. 依X。」 6例     |             | (カ) 「Y. 是依X X'也。」 4例 |               |
| (エ) 「Y. 依X歟。」 4例    |             | (キ) 「Y. 是依X。」 2例     |               |
|                     |             | (ク) 「Y. 是依X X'。」 1例  |               |

(ア) 「Y. 依X也。」(Y. Xによってなり。)は㉜ 自左大殿有召 依作文事也(長徳3年10月13日 二231下)(こと) ㉝ 奉書北野宮額 依是算法橋示也(寛弘6年8月4日 二122上)(しめす) ㉞ 帰宅 此夕参左府宿 依御病殊重也(長保2年5月11日 一125上)(おもし), 「Y. 縁X也。」(Y. Xによってなり。)は㊲ 元慶三年三月廿三日 太皇太后崩 同四月 停平野松尾梅宮広端龍田賀茂祭等 縁太皇太后崩也者(長保元年12月5日 一92上)(ほうず)の例に見られる。

(イ) 「Y. 依X X'也。」(Y. XによってX'なり。)は㉟ 右中弁説孝補藏人 依無可仰不之人所示也(長徳4年7月14日 一42上)(なし) ㊱ 奉左府故九条殿御日記十二卷 依先日命令書写也(寛弘6年3月1日 二111上)(めい) ㊲ 献手跡 依仰所書也(長保2年3月16日 一117上)(おほせ)の例に見られる。

(ウ) 「Y. 依X。」(Y. Xによる)は㊳ 藏人隆光召諸卿 被参 上下有退出 依御物忌(長保5年正月5日 一279上)(ものいみ) ㊴ 左相参八省給 候御共 依式部丞示之(長保5年正月14日 一280上)(しめす) ㊵ 後左府命云 良久相論極無便也 依不得理之事(寛弘7年正月18日 二

132下) (こと) に見られる。

- (エ) 「Y。依X歟。」(Y。Xによってか。)は④⑧ 此暁退出 到陽明門乗車出之間 牛仆 余落自車 無疵 依神仏冥助歟 (寛弘元年11月24日 二23下) (めいじょ) ④⑨ 歳人所出納高橋国忠行之 不着素服当色 依中宮大進歟 (寛弘8年7月8日 二169下) (だいじん) ⑤⑩ 三日有東宮拜礼 但傳大臣不預退出 若依諒闇歟云々 (寛弘8年12月26日 二215上) (りゃうあん) に見られる。
- (オ) 「Y。是依X也。」(Y。これXによってなり)は⑤⑪ 候内 左府自去夜候宿給 是依可有官奏直物等也 (長徳4年12月16日 一61上) (べし) ⑤⑫ 文慶阿闍梨任律師云々 是依二宮御惱奉仕御修法有驗也 (寛弘5年4月24日 二99下) (あり) ⑤⑬ 下官参内之間 不着鈍色 着蘇芳下襲 是依召使之先日告也 (寛弘8年8月23日 二179下) (つけ), 「Y。此依X也。」(Y。これXによってなり)は⑤⑭ 此間御前僧徘徊弓場殿 此依出居候不能参上也 仍更召四位少将 令候出居 (長徳4年9月29日 一48下) (ず) ⑤⑮ 仰網所於七大寺并延暦寺 奉為公家御息災 可令奉転読金剛般若經一万卷之由 此依天変也 (長保元年10月25日 一82上) (てんべん), 「Y。是因X也。」(Y。これXによってなり)は⑤⑯ 勅使別当五師前各置法華經一部最勝王經一部 是因今日所下給宣旨試年分度者也 (長保元年10月15日 一80上) (どしゃ) に見られる。
- (カ) 「Y。是依X X'也。」(Y。これXによってX'なり)は⑤⑰ 令行政奏大般若經一帙新書写 是依院仰 従去廿一日所令奉仕也 (長徳4年12月29日 一64上) (おほせ) ⑤⑱ 着左衛門陣 是依去廿二日新任少納言能信朝臣示始可従行事之由 所参也 (寛弘8年3月26日 二152下) (しめす) ⑤⑲ 最勝講朝夕座已了 以午二剋齋王可退出 宣命給了 是依右大臣御消息申行也 (寛弘8年3月27日 二153上) (せうそく) に見られる。
- (キ) 「Y。是依X。」(Y。これXによる。)は、⑥⑰ 右近府生公忠参来申云 大殿可参皇后宮給 是依東宮事云々 (寛仁元年8月6日 二235上) (こと) ⑥⑱ 有臨時奉幣云々 是依八幡行幸事 (長徳元年10月12日 一18上) (こと) の例に見られる。
- (ク) 「Y。是依X X'。」(Y。これXによってX'。)は⑥⑳ 自内詣左府 此夜半渡坐道真朝臣宅 是依小君病避所云々 (長保元年7月9日 一68上) (やまひ) の例に見られる。

## II 倒置の形 (5) 「Y。X之故也。」「Y。是X之故也。」「Y。是依X X'之故也。」

これは三つの形式共に「故也」(ゆゑなり)を伴うもので、各形式1例ずつ見られる。「Y。X之故也。」(Y。Xするゆゑなり)は⑥㉑ 詣左府 左府今朝退出給 只今向三井寺給 中將於此寺入道云々 即候御車後 入夜帰京 右府又同向給 少将共入道之故也 (長保三年2月4日 一195下) (にふだうす), 「Y。是X之故也。」(Y。これXするゆゑなり)は⑥㉒ 召佐近看督使津守宗正 付少舍人上村主友信令候仕所 是先日遣於丹波国 而不罷国到京宅 責妻子之故也 (長保元年11月11日 一86上) (せむ), 「Y。是依X X'之故也。」(Y。これXによってX'するゆゑなり)は⑥㉓ 今日雅楽寮雖候不奏音楽 是依院御惱 有此行幸之故也 (長徳3年6月22日 二220上) (あり) の例にそれぞれ見られる。

## II 倒置の形 (6) 「Y。其故者X。」ほか

「Y。其故者X。」(Y。そのゆゑはX。)は2例,「Y。其故X。」(係助詞「は」一者一が文字で無表記の形式)が3例見られる。前者は⑥ 四条納言被送書云 昨日定奏御齋会行事 此事頗以違例 其故者 旧例大臣定納言以下行事并所々行事 而自為行事 即自定奏 不知其例(寛弘8年11月8日二205下) ⑥ 而外記兼輔申云 近年例 取手寮助持参院 右馬頭通任朝臣依兼宮亮 又持参宮云々 件事雖在近例 甚別様也 非可准処 其故者 通任朝臣在取手之中 便以本宮亮令取可宜 以不候此座居宅之者 暗不可為使 又馬助為使極而無便 仍令外記告此案内於藏人少将(寛弘6年5月1日二118上), 後者は⑧ 後日見宣命 可有三段之拜 其故依立太子載其事 即讓位事云了有宣字(寛弘8年6月11日二160下) ⑨ 大嘗会間事 四条納言注出持来 只注次第不見子細 仍示此書無益之由返了 其故 只為見次第欲注目録 相省略本意可多書之故 以是欲為証拠(寛弘8年11月9日二206上) ⑩ 大嘗会事其子細作式 自仁和寺伝取 四条納言見之云 寛平所作歟 仍彼納言号之寛平式 其故云元慶仁和例在注文 其中有可取之事(寛弘8年11月9日二206上)である。

## II 倒置の形 (7) 「Y。為X也。」

本文献に見られる「為」の用法の一つとして, ⑪ 今日殿北方為先考丞相奉供養仏経給也(長保元年7月20日一70下) ⑫ 座主法橋為故院修不断念仏 此夕了也(長保5年12月17日一299下)のように相手(丞相や故院)にとって利益になる「ため」や, ⑬ 件事等 心神雖不覚 為令奏案内所書出也(長徳4年7月13日一41下)(そうしむために) ⑭ 而或説云 雖無御拜 只自内藏寮送遣之事 有先例云々 仍為令問先例令召寮官人(長保2年7月13日一136上)(とはしむために)のように目的を示す場合がある。

しかし,「為」が倒置の形で使われて「Y。為X也。」のような形式を取る場合は, 原因や理由を説明していると判断するのが妥当である。形式は, (ア)「Y。為X也。」11例, (イ)「Y。是為X也」1例, (ウ)「Y。是為X X'也。」1例である。

(ア)「Y。為X也。」(Y。Xするためなり。)は⑮ 此僧正被示雜事 夜半許帰宅 為逢修法発願也(長保2年8月29日一154下)(あふ) ⑯ 詣藤相公御許 為謝一日被過悚也(長保3年9月3日一221下)(しゃす) ⑰ 参内 試楽也 左大臣以下被参 為不知頼隆死也(しらず)(長保5年11月21日一298上)のような例で, 全11例ある。

(イ)「Y。是為X也。」(Y。これXのためなり。)は, ⑱ 此日招来女巨勢広貴 示今日可奉図不動尊像之由 是則為故宣方中將也(ちゅうじゃう)(長保元年8月23日一73下)1例である。

(ウ)「Y。是為X X'也。」(Y。これXのためにX'するなり。)は, ⑲ 請権大僧都院源為講師 説経微妙 合願主御本意云々 是只為後生被行之事也(寛弘8年3月27日二153上)(ごしやう)1例である。

## 四 ま と め

本文献に見られる原因・理由を示す表現は、それを示す文字が表記されている場合に注目すると、先述のようにⅠ順接の形（原因・理由が先行して結論が後に来る形式）とⅡ倒置の形（結論が先行して原因・理由の説明が後に述べられる形式）とに二大別することができる。用例数はⅠが1817例、Ⅱが145例であり、その比率は約93%対約7%となり、圧倒的にⅠ順接の形が多く用いられている。これは人間の思考の仕方・表現の仕方から見て極自然であると考えられる。

Ⅰ順接の形の中では、(1)「X。仍Y。」(「X。因Y。») (2)「X。故Y。」のように接続詞「よって」(仍・因)「ゆゑに」(故)を用いる例が807(約45%)、(3)「依X, Y。」(「因X, Y」「縁X, Y。»)のように「～によって」(依・因・縁)を用いて一文になっている例が1009(約55%)であり、用例数の上からは両者の間にそれほど差はないと言える。かつて『御堂閔白記』で考察した<sup>1)</sup>ように文字数が多くなる場合に分けて二文としており、文字数が少ない場合は「～によって」の方がよく用いられるのである。又、用字の面から見ると、接続詞「よって」は「仍」784例(約97%)・「因」23例(約3%)であり、「仍」字を用いるのが原則である。「～によって」は「依」993例(約98%)・「因」15例(約1.4%)・「縁」1例(約0.6%)であり、「依」を用いるのが原則である。

なお、接続詞としては「仍」784例・「因」23例の併せて807例に対し、「故」は宣命の中に1例用いられているに過ぎず、「よって」(仍・因)が原則として用いられると言えよう。

Ⅱ倒置の形の中では、(4)の(ア)「Y。依X也。」(Y。Xによってなり。) 88例を代表的形式とし、(オ)「Y。是依X也。」(Y。これXによってなり。) 9例を(ア)に次ぐ形式とする一連の構文—(ア)から(ク)まで—は全124例(約85%)、(5)「Y。X之故也。」(Y。Xするゆゑなり。)|「Y。是X之故也。」(Y。これXするゆゑなり。)|「Y。是依X X'之故也。」(Y。これXによってX'するゆゑなり。) 各1例で全3例(約2%)、(6)「Y。其故者X。」(Y。そのゆゑはX。)を代表的形式とするものが5例(約3.5%)、(7)の(ア)「Y。為X也。」(Y。Xするためなり。) 11例、(イ)「Y。是為X也。」(Y。これXのためなり。) 1例、(ウ)「Y。是為X X'也。」(Y。これXのためにX'するなり。) 1例で全13例(約9.5%)となり、(4)の(ア)「Y。Xによってなり。」という風に「依也」を用いるのが使用例の上では圧倒的に多い(約62%)。換言すれば、倒置の形の代表的構文が「Y。依X也。」であると言える。

なお、用字の上から見れば「Y。依X也。」構文の場合、「Y。依X也。」88例(約98%)、「Y。縁X也。」1例(約1%)、「Y。是因X也。」1例(約1%)となり、順接の形の(3)「依X, Y」の場合と同様に「依」字を用いるのが圧倒的に多くて原則であると言える。

注1) 『御堂閔白記』の原因・理由を示す表現——『中国短期大学紀要』第15号(1984年) P128～P129

『権記』に見られる原因・理由を示す表現 一覧表

分類	使用文字	和訓	用例数		構文の種類ほか	
I 順接の形	(1) { X。仍Y。 X。因Y。	仍	よって	784	807	①X云々。仍Y。(70例) ②X也。仍Y。(64例) ③X者。仍Y。(44例) ④X歟。仍Y。(8例) ⑤X哉。仍Y。(1例)
		因	よって	23		
	(2) X。故Y。	故	ゆゑに	1	1	
	(3) { 依X, Y。 因X, Y。 縁X, Y。	依	よって	993	1009	依(因・縁)に接続するもの—「依」①名詞・代名詞・形式名詞624例②動詞180例③形容詞72例④形容動詞11例⑤助動詞87例⑥補助動詞6例⑦接尾語8例⑧連語5例, 「因」①名詞2例②代名詞13例(之 <sup>これ</sup> 5例・何 <sup>なに</sup> 8例, 「縁」名詞1例)
因	よって	15				
縁	よって	1				
II 倒置の形	(4) { Y。依X也。  Y。縁X也 Y。是因X也	依	よって	122	124	①Y。依X也。88例 Y。縁X也。1例 ②Y。依X X'也。4例 ③Y。依X。6例 ④Y。依X歟。4例
		因	よって	1		
		(5) Y。X之故也	故	ゆゑ		
	(6) Y。其故者X。	故	ゆゑ		5	①Y。其故者X。2例 ②Y。其故X。3例
	(7) Y。為X也。	為	ため		13	①Y。為X也。11例 ②Y。是為X也。1例 ③Y。是為X X'也。1例
					1962	